

学校における

インクルーシブ教育システム構築

のための

ごうり てき はいいよ
合理的配慮と

きそ てき かんきょう せいび
基礎的環境整備

ハンドブック

－ もくじ －

ハンドブックの活用の仕方	1
各用語の説明	2
基礎的環境整備8項目	4
合理的配慮3観点11項目	5
合理的配慮と基礎的環境整備の実際	
ケース1：視覚障害	6
ケース2：肢体不自由	7
ケース3：ADHD	8
ケース4：LD	9
合理的配慮校内チェックリストの実践例	10
合理的配慮校内チェックリストの活用の仕方	12
引用・参考文献	13
おわりに	14
巻末資料：合理的配慮校内チェックリスト	

【ハンドブックの活用の仕方】

2016年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、障害者差別解消法）が施行されました。この法律では、公立学校においては、「合理的配慮の提供」が法的に義務化され、さらに基礎的環境整備も求められています。この合理的配慮とは、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶために必要な指導内容・方法や支援体制、施設設備などの変更や調整と定められています。しかし、法律用語や法解釈の難しさからその内容の理解が広まらず、学校現場へ十分に浸透していない現状が見受けられます。

本ハンドブックは、インクルーシブ教育システム構築に関する用語の説明と合理的配慮校内チェックリスト（以下、チェックリスト）の活用の仕方を示しています。このチェックリストを活用することで、合理的配慮と基礎的環境整備という視点から学校が自校のインクルーシブ教育推進に向けた課題を把握し、改善策を立案・実践・評価するシステムを構築してくださることを期待します。期待される具体的な効果は、以下の4点です。

- ・ 合理的配慮と基礎環境整備についての理解が深まります。
- ・ 合理的配慮の提供の手順が分かり、校内支援体制の整備が進みます。
- ・ 基礎的環境整備を充実させることで、障害のある子どもはもちろん、すべての子どもにとって学びやすい教育環境や授業づくり、交流及び共同学習を推進できます。
- ・ 教育相談に関し、本人・保護者との合意形成が促進されます。

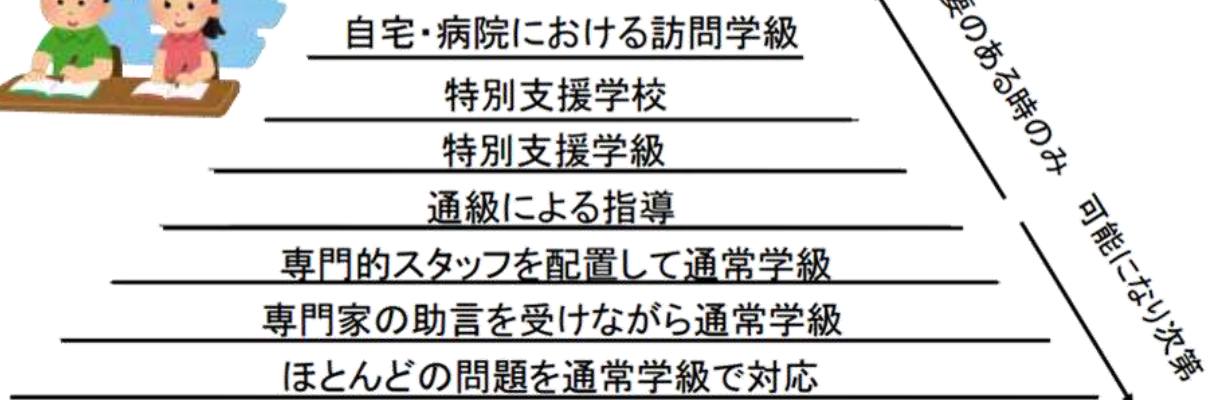
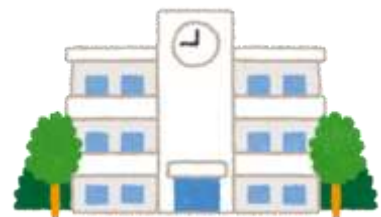
「インクルーシブ^{きょういく}教育システム^{なに}」って何？

共生社会の実現に向けた
障害のある者と障害のない者が
共に学ぶ仕組み

「日本型のインクルーシブ^{きょういく}教育^{なに}」って何？

「同じ場で共に学ぶことを追求する」
とともに、教育的ニーズに応じた
連続性のある
「多様な学びの場」を整備すること

「多様な^{たよう}学びの場^{まな}」って何？^ほ ^{なに}





「合理的配慮」^{ごうりてきはいいよ}って何？^{なに}

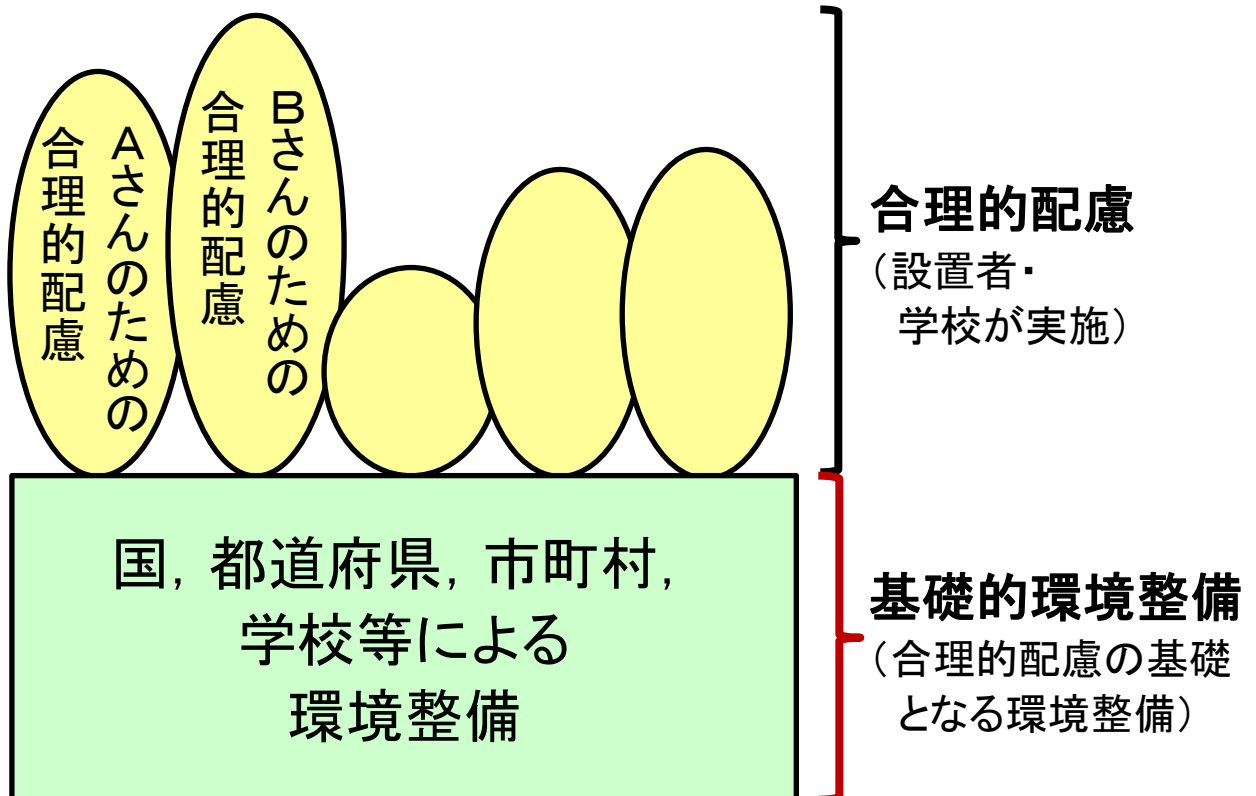
障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を行使するために、学校の設置者や学校が適切な変更・調整を行うこと



「基礎的環境整備」^{きそてきかんきょうせいび}って何？^{なに}

「合理的配慮」の基礎となる環境の整備であり、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で行う教育環境の整備のこと

「合理的配慮」^{ごうりてきはいいよ}と「基礎的環境整備」^{きそてきかんきょうせいび}の^{かんけい}関係は？



基礎的環境整備 8項目

- (1) ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- (2) 専門性のある指導体制の確保
- (3) 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- (4) 教材の確保
- (5) 施設・設備の整備
- (6) 専門性のある教員・支援員等の人的配置
- (7) 個に応じた指導や学びの場の設定等による指導
- (8) 交流及び共同学習の推進



合理的配慮 3 観点 1 1 項目

【観点(1) 教育内容・方法】

<(1)-1 教育内容>

- (1)-1-1 学習上又は生活上の困難を
改善・克服するための配慮
- (1)-1-2 学習内容の変更・調整

<(1)-2 教育方法>

- (1)-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- (1)-2-2 学習機会や体験の確保
- (1)-2-3 心理面・健康面の配慮

【観点(2) 支援体制】

- (2)-1 専門性のある指導体制の整備
- (2)-2 幼児児童生徒，教職員，保護者，地域の理解
啓発を図るための配慮
- (2)-3 災害時等の支援体制の整備

【観点(3) 施設・設備】

- (3)-1 校内環境のバリアフリー化
- (3)-2 発達，障害の状態及び特性等に応じた指導が
できる施設・設備の配慮

【合理的配慮と基礎的環境整備の実際】

ケース1: 視覚障害

※黄色枠は、合理的配慮。緑枠は、基礎的環境整備。
数字は、それぞれの観点、項目に対応しています。

(1)-2-1, 2-3
: 曲がり角や座席, ロッ
カーに鈴を付ける(場所
や位置の把握, 確認)

(1)-2-1
: 拡大コピ
ー, 拡大文字
の資料(情報
保障)

(1)-1-2,
2-1
: 状況の説明
(時間延長,
情報保障)



(1)-2-2
: 実物や模型
を触る(概念
形成を補う)

(1) : 全職員で合理的配慮の内容や方法を検討(情報の共有)
(4) : 拡大教科書, タブレット型端末や電子辞書(情報保障)
(5) : 校内掲示を大きめな文字と絵を活用(視覚的工夫)
(7) : 視覚障害特別支援学校の個別指導(サテライト教室)

(3) : 個別の指導計画, 個別の教育支援計画の作成と活用
(8) : 交流及び共同学習の推進

【合理的配慮と基礎的環境整備の実際】

ケース2: 肢体不自由

(1)-1-1, 2
: 車椅子に合う机
や書見台, マジッ
クの使用 (弱い筆
圧でも筆記可)

(1)-1-2, 2-1
: 活動時間延長,
学習量の制限
(筆記の際)

(1)-1-1,
2-3
: 衣服の着脱の
際は, 別室を利
用 (場所, 時間
の保障)



(1)-2-1,
2-2
: タブレット
やタッチパネ
ル式のパソコ
ンの使用 (筆
記の負担への
配慮)

- (1) : 校内外の関係者との定期的な情報交換 (連携体制)
- (4) : パソコン, タブレット型端末 (学習機会, 情報保障)
- (5) : エレベーター, スロープ等を設置 (バリアフリー化)
- (7) : 少人数指導, 習熟度別学習, TTなど (学習形態の工夫)
- (3) : 個別の指導計画, 個別の教育支援計画の作成と活用
- (8) : 交流及び共同学習の推進

【合理的配慮と基礎的環境整備の実際】

ケース3: ADHD(注意欠如・多動症)



- (2) : 通常の学級における授業のユニバーサルデザイン
- (6)(7) : 支援員の配置(全体指示の補足, 個別の目配せ)
- (4) : 補助的な教材の使用(興味関心・理解促進)
- (5) : 静かな小部屋の準備(クールダウン)

- (3) : 個別の指導計画, 個別の教育支援計画の作成と活用
- (8) : 交流及び共同学習の推進

【合理的配慮と基礎的環境整備の実際】

ケース4:LD(学習障害)

(1) - 2 - 1, 2
: マス目の使用,
鉛筆の変更(空間
認知・筆圧への
配慮)

(1) 1 - 2 - 3
: 役割の設定,
成功経験を
増やす
(自己肯定感↑)



(1) - 1 - 1,
2 - 1
: 個別の言葉
掛けと写真
カードの活用
(情報の保障)

(1) - 1 - 2
: タブレット
⇒板書撮影
(書字の負担
軽減)

- (2) : 通常の学級における授業のユニバーサルデザイン
- (4) : 独自プリント, 写真カード使用(学びやすさ・理解促進)
- (5) : 個別の学習スペースの準備(個別学習の場)
- (7) : 通級指導教室(ソーシャルスキルトレーニング)
- (3) : 個別の指導計画, 個別の教育支援計画の作成と活用
- (8) : 交流及び共同学習の推進

インクルーシブ教育システム構築に向けた

※巻末資料参照

実践例

合理的配慮 校内チェックリスト

実施日 2020.2.23 学校名 A小学校 記入者 B教頭 総得点 ○57/100点

項目		十分満足できる状態	まずまず満足できる状態	やや不十分な状態	不十分な状態
合理的配慮の提供に向けて					
体制面	①実態把握（障害の状態や教育的ニーズ）が行われている。	4	3	2	1
	②保護者との合意形成を図っている。	4	3	2	1
	③個別の教育支援計画に明記している。	4	3	2	1
	④本人・保護者と意見が一致しない場合、「教育支援委員会」（仮称）の助言等により、その対応が行われている。	4	3	2	1
	⑤学校、家庭、関係者等で情報が共通理解されている。	4	3	2	1
	⑥発達の程度、適応の状況等に合わせて柔軟に見直している。	4	3	2	1
	⑦学年が上がる際に、情報の引継ぎが行われている。	4	3	2	1
教育内容	⑧学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮が行われている。	4	3	2	1
	⑨学習内容の変更・調整が行われている。	4	3	2	1
教育方法	⑩情報・コミュニケーション及び教材の配慮が行われている。	4	3	2	1
	⑪学習機会や体験が確保されている。	4	3	2	1
	⑫心理面・健康面の配慮がされている。	4	3	2	1
支援体制	⑬専門性のある指導体制の整備がなされている。	4	3	2	1
	⑭幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮がされている。	4	3	2	1
	⑮災害時等の支援体制の整備がされている。	4	3	2	1
施設・設備	⑯校内環境がバリアフリー化されている。	4	3	2	1
	⑰発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備になっている。	4	3	2	1
	⑱災害時等への対応に必要な施設・設備になっている。	4	3	2	1
基礎的環境整備の充実に向けて					
連携・研修	⑲特別支援教育コーディネーターが機能している。	4	3	2	1
	⑳医療等の関係機関や多様な学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）間で連携している。	4	3	2	1
	㉑専門家・支援チームや特別支援学校のセンター的機能を活用している。	4	3	2	1
	㉒合理的配慮等に関する研修を行っている。	4	3	2	1
授業・交流	㉓ユニバーサルデザインの視点を生かしたどの児童生徒にも分かりやすい授業づくりを行っている。	4	3	2	1
	㉔交流及び共同学習（特別支援学級、異年齢交流、特別支援学校の居住地校交流や学校間交流等）を推進している。	4	3	2	1
	㉕障害理解授業を計画し、実施している。	4	3	2	1

※「十分満足できる状態」には、貴校において現状として特に必要ないと考える場合も含む。

例：学校名 A小学校 記入者 B教頭 総得点 1回目:○57/100点, 2回目:□79/100点

【合理的配慮の提供に向けて】



- ・ 合理的配慮のスタートは、
本人・保護者からの申出 ⇒ **意思の表明**
- ・ 合理的配慮は特別扱いすることではなく、
能力等を可能な最大限度まで発達させるため
- ・ 「願い」ではなく、「教育的ニーズ」に注目すること
- ・ 合理的配慮は、本人の成長、発達で変わるもの
⇒ **定期的な見直しが必要**

※以下の⑧～⑭は、合理的配慮校内チェックリストの項目の具体的な内容例を示しています。

- ⑧
- ・ めがねや補聴器
 - ・ 視覚的情報の提供
 - ・ 板書の軽減
 - ・ タブレットの活用
 - ・ 筆記用具の工夫
 - ・ 通級による指導 等

- ⑨
- ・ 特定の学習量や時間の軽減 等
⇒ 知的な遅れ、発音のしにくさ、
上肢が不自由、注意集中の持続、
「読む」「書く」等 特定分野の苦手さ

- ⑩
- ・ 拡大教科書
 - ・ ICT機器(タブレット、
読み上げソフト)
 - ・ 身振り、手話
 - ・ 読み方の工夫
 - ・ 視覚情報、代替手段 等

- ⑪
- ・ 事前に活動の写真を確認
 - ・ 役割の設定
 - ・ 練習の機会
 - ・ 板書の活動を省く
 - ・ スカイプ(ICT機器の活用)

- ⑫
- ・ 全体指示後の個別指示
 - ・ 役割と成功経験
 - ・ 別室の利用
 - ・ 支援員活用
 - ・ 座席の配慮
 - ・ 事故予防 等

- ⑬
- ・ 校長のリーダーシップ
 - ・ 特別支援教育コーディネーター
 - ・ 養護教諭 ・ 生徒指導主事
 - ・ 教科担当 ・ 支援員
 - ・ 特別支援学校のセンター的機能
 - ・ 外部専門家、医療、福祉機関 等

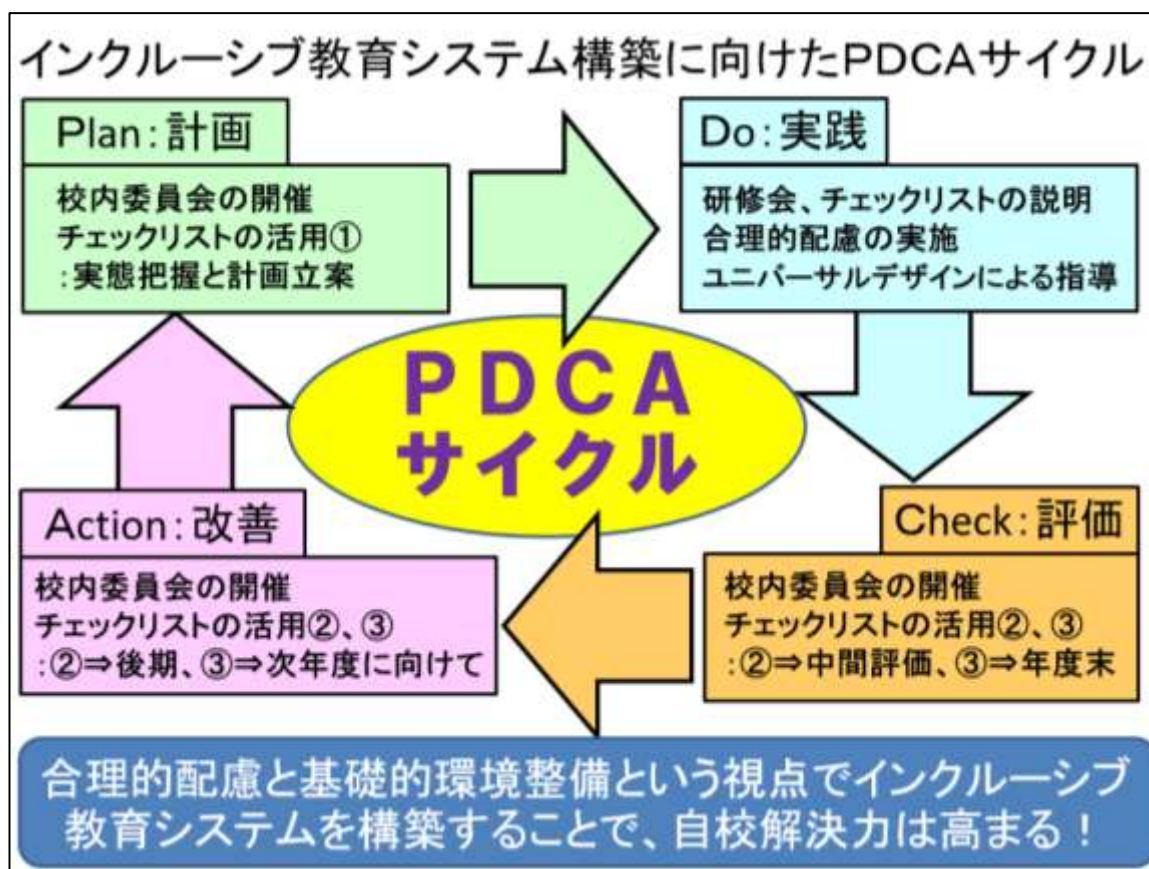
年間2～3回の実施が◎
校内の変化が見えます！

- ⑭
- ・ 保護者、地域住民向けの学習会
 - ・ 教育相談の案内等の配付
 - ・ 学校広報、通信
 - ・ 日常的な交流
 - ・ ボランティア養成講座 等

【合理的配慮 校内チェックリスト の活用の仕方】

本チェックリストは、以下のように活用してください。

- 年3回の評価により、学校の現状把握と改善策の検討を進めてください。また、下の図のPDCAサイクルでの活用をおすすめします。
 - 評価者は、管理職や特別支援教育コーディネーターを基本としますが、校内全職員にこのチェックリストを実施してもらうことを推奨します。
- ⇒そのことで、合理的配慮に関する全職員の理解が進むことが期待されます。また、チェックリストを組織充実のための意見交換や話合いのツールとして、活用できることが期待され、全校体制の取組へと変化すると考えられます。



【引用・参考文献】

- 秋田県教育委員会（2019）：秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン（三訂版；増補版）。
- 秋田県教育委員会（2017）：第三次秋田県特別支援教育総合整備計画。
- 秋田県総合教育センター（2016）：特別支援教育のための校内支援体制ケースブック。
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所：インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）。<http://inclusive.nise.go.jp/>。
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（2016）：専門研究A「インクルーシブ教育システム構築のための体制づくりに関する研究—学校における体制づくりのガイドライン（試案）の作成—」研究成果報告書。
- 藤井慶博（2019）：インクルーシブ教育に関する小学校教員の認識と今後の充実に向けた検討。
- 文部科学省（2016）各学校における合理的配慮の提供のプロセス。平成29年度会議配布資料。文部科学省特別支援教育課説明資料（東京）
- 西村修一・久田信行（2018）：知っておきたい！教師のための合理的配慮の基礎知識。明治図書出版。
- 清水貞夫・西村修一（2016）：「合理的配慮」とは何か？—通常教育と特別支援教育の課題。クリエイツかもがわ。
- 中央教育審議会初等中等教育分科会（2012）：共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）。
- ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議（2017）：ユニバーサルデザイン2020行動計画。

【関連文献】

- 池田和馬・藤井慶博（2021）：学校におけるインクルーシブ教育システム構築の検討—合理的配慮と基礎的環境整備の充実に向けた取組を通して—。秋田大学教育文化学部研究紀要 教育科学部門 第76集, 1-8
<http://doi.org/10.20569/00005511>

【おわりに】

合理的配慮は、言葉の難しさに加え、基礎的環境整備をエレベーターやスロープなどハードの課題のみと捉えられていることが多いようです。しかし、文部科学省が示した基礎的環境整備の項目には、関係機関との連携や個別の指導計画等の充実、交流及び共同学習の推進などハードのみならず学校の創意工夫や自助努力でできる部分もたくさんあります。また、基礎的環境整備を充実させることで障害のある児童生徒はもちろんのこと、その回りの子どもも学びやすい環境に繋がると考えます。今後のインクルーシブ教育時代では、障害のない子どもと障害のある子どもが共に学ぶ場において、合理的配慮と基礎的環境整備をセットとして学校組織の中に浸透させることが求められます。そのことにより全ての子どもが教育的ニーズに応じた教育を受けることが期待されます。学校が共生社会形成のプラットフォームになるよう、本ハンドブックを活用していただければ幸いです。

秋田県立ゆり支援学校

池田 和馬

卷末資料

インクルーシブ教育システム構築に向けた 合理的配慮 校内チェックリスト

実施日

学校名

記入者

総得点

／100点

項目		十分満足できる状態	まずまず満足できる状態	やや不十分な状態	不十分な状態
合理的配慮の提供に向けて					
体制面	①実態（障害の状態や教育的ニーズ）の把握が行われている。	4	3	2	1
	②保護者との合意形成を図っている。	4	3	2	1
	③個別の教育支援計画に明記している。	4	3	2	1
	④本人・保護者と意見が一致しない場合、「教育支援委員会」（仮称）の助言等により、その対応が行われている。	4	3	2	1
	⑤学校、家庭、関係者等で情報が共通理解されている。	4	3	2	1
	⑥発達の程度、適応の状況等に合わせて柔軟に見直している。	4	3	2	1
	⑦学年が上がる際に、情報の引継ぎが行われている。	4	3	2	1
教育内容	⑧学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮が行われている。	4	3	2	1
	⑨学習内容の変更・調整が行われている。	4	3	2	1
教育方法	⑩情報・コミュニケーション及び教材の配慮が行われている。	4	3	2	1
	⑪学習機会や体験が確保されている。	4	3	2	1
	⑫心理面・健康面の配慮がされている。	4	3	2	1
支援体制	⑬専門性のある指導体制の整備がなされている。	4	3	2	1
	⑭幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮がされている。	4	3	2	1
	⑮災害時等の支援体制の整備がされている。	4	3	2	1
施設・設備	⑯校内環境がバリアフリー化されている。	4	3	2	1
	⑰発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備になっている。	4	3	2	1
	⑱災害時等への対応に必要な施設・設備になっている。	4	3	2	1
基礎的環境整備の充実に向けて					
連携・研修	⑲特別支援教育コーディネーターが機能している。	4	3	2	1
	⑳医療等の関係機関や多様な学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）間で連携している。	4	3	2	1
	㉑専門家・支援チームや特別支援学校のセンター的機能を活用している。	4	3	2	1
	㉒合理的配慮等に関する研修を行っている。	4	3	2	1
授業・交流	㉓ユニバーサルデザインの視点を生かしたどの児童生徒にも分かりやすい授業づくりを行っている。	4	3	2	1
	㉔交流及び共同学習（特別支援学級、異年齢交流、特別支援学校の居住地校交流や学校間交流等）を推進している。	4	3	2	1
	㉕障害理解授業を計画し、実施している。	4	3	2	1

※「十分満足できる状態」には、貴校において現状として特に必要ないと考えられる場合も含む。

池田：学校におけるインクルーシブ教育システム構築のための
合理的配慮と基礎的環境整備ハンドブック

付記：

本ハンドブックは、以下の研究の成果物として作成した。

池田和馬（2020）：学校におけるインクルーシブ教育システム構築への提案－合理的配慮と基礎的環境整備の充実に向けた検討を通して－. 秋田大学大学院教育実践研究報告集. 第4号. 現職教員院生編, 141-150

池田和馬・藤井慶博（2021）：学校におけるインクルーシブ教育システム構築の検討－合理的配慮と基礎的環境整備の充実に向けた取組を通して－. 秋田大学教育文化学部研究紀要 教育科学部門 第76集, 1-8

<http://doi.org/10.20569/00005511>

池田和馬（編著）：学校におけるインクルーシブ教育システム構築のための合理的配慮と基礎的環境整備ハンドブック

秋田大学教職大学院 研究成果物
2023年5月1日発行（第2版）